

| 領域  | 分類   |  | 個別項目   |  |  |  |
|---|--|--|--|--|--|--|
|   |  |  | 実施項目   | 実施・協力等機関   |  |  |
| 1<br>環境一般(土壌、水、大気等)、航空、海域、学校、公共施設等のモニタリング計画   | 全国的なモニタリング                                 | モニタリングポスト等による都道府県のモニタリング   |  | ・引き続き、都道府県別環境放射能水準調査による空間線量率の測定を実施する(これまでの傾向を勘案し、報告頻度の縮減)。調査の体制の強化のために、モニタリングポストを約250基増設、環境試料分析装置を整備する。<br>・環境放射能水準調査(上水及び定時降下物)は、分析精度を上げて測定頻度の縮減。   | 文部科学省、都道府県   |  |
|   |  | 航空機による広域のモニタリング  |  | ・全国大学等による地上1mの空間線量率の測定は、報告頻度を縮減しつつ引き続き実施する。<br>・青森県から愛知県までに及ぶ広域における航空機モニタリングを実施する。   | 文部科学省、全国大学等<br>文部科学省   |  |
|   | 東京電力福島原子力発電所周辺(福島県全域、隣接県の一部)を中心とした陸域モニタリング | 福島県全域等を対象としたモニタリング   | 空間線量、積算線量等の把握  |  | ・可搬型モニタリングポストについて、福島県内に約350台、福島県隣県に130台を設置する。<br>・原子力発電所周辺において、可搬型モニタリングポストや積算線量計による空間線量率等の連続測定を行う。(モニタリングポスト等の整備状況を踏まえ、定期測定等の測定地点及び規模を見直す。)   | 文部科学省、福島県及び隣接県<br>文部科学省、原子力災害対策本部、福島県                  |
|   |  |  | 大気浮遊じん   |  | ・福島県の公共施設等について空間線量率の測定や土壌等の調査を実施する。<br>・比較的高い空間線量率が測定された住宅等を中心に継続的なモニタリングを実施する。  | 福島県  |
|   |  |  | 環境土壌調査   |  | ・最新の空間線量率を提供する空間線量率マップを作成する。<br>・事故発生後から最新及び1年後までの積算線量を提供する積算線量推定マップを作成する。   | 文部科学省  |
|   |  |  | 指標植物   |  | ・高い測定精度による生活環境の測定に重点化する。   | 文部科学省、原子力災害対策本部、福島県                                    |
|   |  |  | 航空機によるモニタリング   |  | ・原子力発電所から概ね100km圏内及びこの圏外の放射性物質の蓄積状況の確認に向けた土壌濃度マップを作成する。<br>・上記を踏まえ、引き続き、福島県内の土壌中の放射性物質の濃度を測定する。  | 文部科学省、福島県、大学等<br>文部科学省、原子力災害対策本部、福島県                   |
|   |  |  | 緊急時避難準備区域等を対象とした詳細モニタリング   |  | ・指標植物(松葉等)を特定し、放射性物質の濃度を測定する。  | 文部科学省、原子力災害対策本部、福島県                                    |
|   |  |  | 警戒区域(避難区域)及び計画的避難区域を対象とした詳細モニタリング  |  | ・原子力発電所から80km圏内の航空機モニタリングを継続的に実施する。<br>・緊急時避難準備区域において3つのモニタリングを実施し、結果を総合した放射線分布マップ等を作成する。<br>・必要に応じて追加のモニタリングを実施する。<br>・計画的避難区域及び警戒区域の外の区域に年間積算線量が20mSvを超えるなど推定される地点があった場合は、詳細なモニタリングを実施する。<br>・その線量を参考に特定避難推奨地点と指定された地点は、定期的にモニタリングを実施する。 | 原子力災害対策本部、文部科学省、関係府省、福島県、原子力事業者<br>文部科学省、原子力災害対策本部、福島県 |
|   | 海域モニタリング                                   | 校庭等の空間線量率の測定   |  | ・これらの区域の現状把握、環境改善等に資するために必要なモニタリングを順次実施する。   | 原子力災害対策本部、文部科学省、関係府省、福島県、原子力事業者  |  |
|   |  | 児童生徒等を代表する者の受ける積算線量の測定   |  | ・引き続き、関係機関と分担して海水の放射性物質の濃度を測定する(分析核種、調査地点数、頻度を精査する一方で、検出下限値を下げる)。<br>・海底土については、汚染分布の把握に向けて放射性物質の濃度を測定する。<br>・遠洋(280km以遠)を含む水産庁の行う調査の際に採水し、海水の放射性物質の濃度を測定する。<br>・日本近海等における放射性物質の分布等を引き続き監視するため、海水及び海底土の放射性物質の濃度を測定する。 | 文部科学省、環境省、原子力事業者、水産庁、海上保安庁   |  |
|   |  | 屋外プールの水の放射性物質の濃度の測定  |  | ・福島県内の重要港湾及び海面漁場の海水や海底土中の放射性物質の濃度を測定する。<br>・水産物中に含まれる放射性物質の濃度を測定する。  | 福島県<br>水産庁、都道府県、漁業組合   |  |
|   |  | 学校等(学校、保育所等)   |  | ・福島県内の学校等、公園等にデータ転送機能を備えた積算線量計を整備し、リアルタイム放射線監視システムを構築する。<br>・福島県内の全ての学校等を対象に数ヶ月に一度、校庭等の空間線量率を測定し、4月以降継続的に比較的高い線量が測定された学校等は、詳細な測定を実施する。(リアルタイム放射線監視システムの導入等にあわせて、調査頻度等を検討)  | 文部科学省<br>福島県、文部科学省   |  |
|   |  | 児童生徒等を代表する者の受ける積算線量の測定   |  | ・福島県全域の児童福祉施設、体育施設等の空間線量率を測定する。  | 福島県  |  |
|   |  | 屋外プールの水の放射性物質の濃度の測定  |  | ・福島県内の学校等において、積算線量計を身につけた教職員等による測定により、学校等における生活上の積算線量を把握する。  | 文部科学省、厚生労働省  |  |
| 2<br>港湾、空港、公園、下水道等のモニタリング計画                   | 下水汚泥の測定                                    |  | ・福島県内の学校等において、屋外プールの水の放射性物質の濃度の調査を実施する。  | 福島県  |  |  |
|   | 港湾、航路の大気、海水モニタリング                          |  | ・関係自治体における下水汚泥等に含まれる放射性物質の濃度を測定し、把握する。   | 国土交通省(結果とりまとめ)、自治体   |  |  |
|   | 空港の測定                                      |  | ・東北・関東地方の港湾等において、大気中の空間線量率や、海水中の放射性物質の濃度を測定する。   | 国土交通省(結果とりまとめ、一部実施)、自治体等   |  |  |
|   | 都市公園等の測定                                   |  | ・各主要空港近傍における空間線量率を測定する。  | 国土交通省(結果とりまとめ)、空港管理会社等   |  |  |
|   | 観光地の測定                                     |  | ・福島県全域の都市公園における空間線量率を測定する。<br>・福島県内の観光地における空間線量率を測定する。   | 福島県<br>福島県   |  |  |
| 3<br>水環境(水源地、河川・湖沼、地下水、水浴場)、自然公園、廃棄物のモニタリング計画 | 水環境のモニタリング                                 | 河川、水源地、湖沼のモニタリング   | ・原子力発電所から概ね100km圏内の水源地、河川等の汚染範囲の特定に必要な地域等を抽出し、空間線量率及び水質・底質等の放射性物質の濃度を測定する。   | 環境省、福島県  |  |  |
|   |  | 地下水(井戸水を含む)のモニタリング   | ・原子力発電所から概ね100km圏内の地下水について、放射性物質の濃度の測定を行う。(特に、福島県内については集中的に実施し、飲用井戸についても実施)  | 環境省、福島県  |  |  |
|   |  | 福島県ならびに近隣県の海水浴場等のモニタリング  | ・福島県並びに近隣県の海水浴場及び沿岸の環境基準点等において、水質・底質等の放射性物質の濃度の測定を行う。(特に、福島県内は、海水浴場及び湖水浴場について、集中的に空間線量率及び海水等に含まれる放射性物質の濃度の測定を実施)                   | 環境省、福島県  |  |  |
|   | 自然公園のモニタリング                                |  | ・原子力発電所から概ね100km圏内の自然公園の登山道、園地等において、登山客、観光客等の飲用に供される可能性のある湧水等や取水口周辺の放射性物質の濃度を測定する。   | 環境省  |  |  |
| 廃棄物のモニタリング                                    |  | ・福島県内の①焼却施設の主灰、飛灰等及び最終処分場の放流水、②ヘドロ、③避難区域等の災害廃棄物の分析を行う。<br>・ごみ焼却施設、最終処分場の敷地境界における空間線量率の測定を行う。 | 環境省、福島県  |  |  |  |
| 4<br>農地土壌、林野、牧草のモニタリング計画                      | 農地土壌モニタリング                                 |  | ・福島県及び周辺県を対象とする「農地土壌中の放射性物質濃度分布図」を8月を目途に作成する。<br>・その上で、調査地点数を大幅に拡大して「農地土壌中の放射性物質濃度分布図」を更新する。                                       | 農林水産省  |  |  |
|   | 林野、牧草等のモニタリング                              |  | ・福島県内の森林地域において、空間線量率の測定及び木材中の放射性物質の濃度の測定を行う。<br>・福島県内の牧草等について放射性物質の濃度を測定する。  | 林野庁<br>福島県   |  |  |
|   | 各都道府県における食品のモニタリング                         |  | ・品目の生産・出荷等の実態に応じて計画し、定期的に実施する。   | 厚生労働省(検査の方針策定、結果取りまとめ)、都道府県  |  |  |
| 5<br>食品(農・林・畜・水産物等)のモニタリング計画                  | 出荷制限の実績のある自治体等におけるモニタリング                   |  | ・総理指示対象自治体及びその隣接自治体等において、暫定規制値を超える放射性物質が検出された品目等に関して定期的に検査を実施。(出荷時期が限定されている品目について出荷開始3日前以降の段階で検査、暫定規制値を超える又は近い放射性物質が検出された場合は検査を強化) | 厚生労働省(検査の方針策定、結果取りまとめ)、都県、水産物については水産庁、都道府県、漁業組合が連携して実施   |  |  |
|   | 水道のモニタリング計画                                |  | ・関係都県毎に、蛇口の水又は浄水場の浄水について検査を行う。<br>・福島県内については、水源別に水道水における放射性物質の濃度を測定する。   | 厚生労働省(検査の方針策定、結果取りまとめ)、原子力災害対策本部、都県  |  |  |